

2019. 1. 29



公印承認	公印押印
承認 31.1.29 事務課長	

起案 平成31年 / 月 28 日 別紙審査表のとおりであるので、
 決裁 平成31年 / 月 29 日 本書のとおり 変更許可 する。
 施行 平成31年 / 月 29 日 (案)

熱海市指令観ま第 230 号
 平成31年 / 月 29 日




様

熱海市長 齊藤 栄

風致地区内行為について(変更許可)

このことについて、熱海市風致地区条例第7条の規定により、下記のとおり許可する。

記

1 行為地の所在	熱海市伊豆山字宝司ヶ嶽  の一部
2 風致地区の名称	第2号伊豆山地区 第 1 種
3 行為地の面積	16249.4 m ²
4 許可を受けた行為の種類	工作物の新設 宅地の造成 木竹の伐採
5 前回許可年月日及び許可番号	平成30年5月31日 熱海市指令観ま第 38 号
6 変更の内容	工期の変更
7 工期	平成29年1月30日 から 平成31年12月31日 まで
8 許可条件	既許可条件に同じ

当初申請番号 2891-28

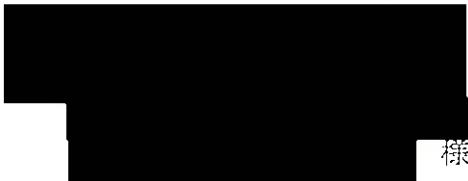
変更申請番号 3094-19

(案)

教 示

1. この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、熱海市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
2. この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、熱海市を被告として(訴訟において熱海市を代表する者は熱海市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3. 本許可を受けたことをもって当該許可区域内について、当該土地所有者及び権利者等の同意なく行為をし得る権限が付与されたものではない。

熱海市指令観ま第 230 号
平成 31 年 1 月 29 日



熱海市長 齊 藤 栄



風致地区内行為について(変更許可)

このことについて、熱海市風致地区条例第7条の規定により、下記のとおり許可する。

記

1 行為地の所在	熱海市伊豆山字宝司ヶ嶽  の一部
2 風致地区の名称	第2号伊豆山地区 第 1 種
3 行為地の面積	16249.4 m ²
4 許可を受けた 行為の種類	工作物の新設 宅地の造成 木竹の伐採
5 前回許可年月日 及び許可番号	平成30年5月31日 熱海市指令観ま第 38 号
6 変更の内容	工期の変更
7 工 期	平成29年1月30日 ～ 平成31年12月31日 まで
8 許 可 条 件	既許可条件に同じ

当初申請番号 2891-28 変更申請番号 3094-19

教 示

1. この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、熱海市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
2. この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、熱海市を被告として（訴訟において熱海市を代表する者は熱海市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3. 本許可を受けたことをもって当該許可区域内について、当該土地所有者及び権利者等の同意なく行為をし得る権限が付与されたものではない。

風致地区内行為変更許可申請書等審査表

1 行為の種類

工作物の新設 宅地の造成 木竹の伐採

2 敷地の面積

16249.4 m² (既許可)

16249.4 m² (変更)

3 風致地区の種類別

第 1 種 第2号伊豆山地区

4 変更の内容

工期の変更

5 許可基準、指導基準との適合

区 分		第 1 種	第 2 種	既許可	本件	判定	備考
許 可 基 準	高 さ	8m以下	15m以下	5.83 m	m	-	大層発電機設備稼働の設置
	建 ぺ い 率	20%以下	40%以下	%	%	-	
	道 路 後 退 距 離	3m以上	2m以上	m	m	-	
	隣 地 後 退 距 離	1.5m以上	1m以上	m	m	-	
	地 盤 面 の 高 低 差	6m以下	9m以下	m	m	-	
審 査 基 準	建 築 物 の 幅 0.1 h a 以 上	50m以内	80m以内	m	m		
	建 築 物 間 の 距 離 0.1 h a 以 上	高い方の建築物の 高さ以上	高い方の建築物の 高さの3/4 以上				
	基 準 距 離	m	m	m	m		
	・最低地盤面からの高さ ・8m未満は8m以上						
基 準	緑 地 率	50%以上	30%以上	50.11 %	%	-	
	緑 地 帯 の 幅	10m以上	m以上	10 m	m	-	
	土 地 の 形 質 変 更 率 0.5ha以上(宅地)	60%以下	80%以下	%	%		

風致地区内行為変更許可申請書等審査表

行為	図面等	新	旧	新旧	行為	図面等	新	旧	新旧	行為	図面等	新	旧	新旧	備考
建築物等の新築等	案内図	—	有	—	宅地の造成等	案内図	—	有	—	木の竹の伐採	案内図	—	有	—	
	配置図	—	有	—		現況図	—	有	—		現況図	—	有	—	
	植栽計画図	—	—	—		計画平面図	—	有	—		現況写真	—	有	—	
	公図写	—	有	—		公図写	—	有	—						
	平面図	—	有	—		縦横断面図	—	有	—						
	立面図	—	—	—		行為地面積算定図	—	有	—						
	断面図	—	有	—		現況写真	—	有	—						
	地盤算定図	—	—	—		土地所有者承諾書	—	有	—						
	敷地面積算定図	—	有	—		緑地面積算定図	—	有	—						
	現況写真	—	有	—											
土地所有者承諾書	—	有	—												
緑地面積算定図	有	有	—												

6 是正措置、審査結果、審査経過等

是正措置															
審査結果	支障なし。														

7 他法令

森林法熱海市太陽光発電設備設置事業指導要綱